

宍粟市DV防止・被害者等支援 基本計画（案）に関する パブリックコメント実施要領

1. 案件名

宍粟市DV防止・被害者等支援 基本計画（案）に関するパブリックコメント

2. 募集期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月20日（火）まで

3. 事務局

健康福祉部子育て支援課

4. 募集の趣旨

宍粟市では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）」に基づき、DV防止に向けた啓発・教育の推進及び被害者に寄り添った支援の実現をめざし、施策や事業を計画的に推進するため、5カ年を1期とする「宍粟市配偶者等からの暴力対策基本計画（以下、「DV防止計画」という。）」を定めています。

また、女性をめぐる課題は複雑化、多様化、複合化しており、さまざまな課題が顕在化したことを受け、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「女性支援法」という。）」が成立（令和6年4月施行）し、困難な問題を抱える女性への支援計画（以下、「女性支援計画」という。）の策定についても、DV防止計画と同様に努力義務となりました。

このような状況の中、DV防止計画の計画期間が令和7年度末をもって期間満了となることから、DV防止計画と女性支援計画は、政策的に関連が深いため、両計画を一体化し、本市におけるDV防止対策及びDV被害者や困難な問題を抱える女性への支援体制をさらに促進するための計画を策定することとしました。

この度、「宍粟市DV防止・被害者等支援基本計画（案）」がまとまりましたので、パブリックコメント（意見募集）を実施します。

5. 公表資料（別添参照）

宍粟市DV防止・被害者等支援 基本計画（素案）

6. 閲覧場所及び閲覧時間

場 所	時 間
健康福祉部子育て支援課	月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分
市民局まちづくり推進課	
三方町出張所	
市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 （月曜日、祝日、年末年始、毎月末日、特別整理期間を除く）
市公式サイト	令和8年1月20日まで終日

7. 意見を提出できる人

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所または事業所を有する個人、法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する者
- ・市内に存する学校に在学する者
- ・その他パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者

8. 意見を提出する様式

別紙「意見書」のとおり

9. 意見書の提出方法

提出方法	提出先	
持 参	健康福祉部子育て支援課	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分
	市民局まちづくり推進課	
	三方町出張所	
	市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 （月曜日、祝日、年末年始、毎月末日、特別整理期間を除く）
郵 送	健康福祉部子育て支援課まで郵送してください。 〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5番地15 健康福祉部子育て支援課 宛て	
ファックス	0790-63-1955	
電子メール	kosodatehien-ka@city.shiso.lg.jp	
市公式サイト	意見入力フォームより送信してください。 	

10. 注意事項

- ・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。
（氏名及び住所の記載がない場合は無効といたします。）
- ・提出していただいたご意見に対して、個別に回答はいたしません。
- ・ご意見に対する回答は、市公式サイトにおいて公表いたします。
なお、ご意見を提出していただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開いたしません。